

令和5年度併設ショートステイの特別養護老人ホーム転換方針

令和5年3月
三重県医療保健部長寿介護課

1 目的

特別養護老人ホームの整備を推進するため、特別養護老人ホームに併設されたショートステイ（以下「併設ショート」という。）の特別養護老人ホーム転換について以下のとおり定める。

2 転換に当たっての考え方

- (1) 「4 転換対象施設の基本要件」を必須要件とし、1つでも満たされない場合は審査対象外となることから、転換計画書を受理しない。
- (2) 「5 優先要件」を中心に総合的に審査する。

3 圏域ごとの転換可能数

	北勢圏域	中勢伊賀圏域 (※)	南勢志摩圏域 (※)	東紀州圏域
転換可能数 (うち従来型施設転換可能数)	—	232 (60)	60 (10)	—

※中勢伊賀圏域では津市のみ、南勢志摩圏域では多気町のみ募集対象とする。その他の市町での募集は行わない。

(4(4)において転換に関し市町からの同意が得られていることを要件としているが、転換計画の提出があった場合、転換に同意する意向がある市町は津市及び多気町のみであるため。)

4 転換対象施設の基本要件

- (1) 広域型特別養護老人ホームに併設されたショートステイであって、当該特別養護老人ホームと一体的に運営が行われているものであること。
- (2) ユニット型施設については、ユニット単位の転換であること。従来型施設については、居室単位の転換であること。
- (3) 3に示す圏域ごとの転換可能数を上回らないこと。
- (4) 市町の意見書において転換に関する同意が得られていること。なお、従来型施設を転換する場合は、意見書において、従来型施設の転換の必要性が明記されていること。
- (5) 土地が自己所有地又は国、地方公共団体からの貸与地であること。ただし、所有権を取得できない合理的な理由がある場合で、かつ、事業の存続に必要な期間の借地権の設定登記がなされており、法人が安定的に賃借料を長期間にわたって支払う能力があると認められる場合は、この限りでない。
- (6) 土地及び建物に抵当権等の所有権以外の権利が設定されていないこと又は確実に解除が可能なこと（施設整備借入時の抵当権は除く）。
- (7) 利用者の人権擁護、虐待防止等のための研修の実施等に取り組むこと。
- (8) 併設の特別養護老人ホームにおいて、「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」を実施していること。
- (9) 過去5年間に於いて介護保険法、老人福祉法、社会福祉法及び医療法に基づく措置命令又は指定（認可、許可）の取消し等の処分（以下「行政処

分」という。)を受けた法人でないこと。また、代表者が個人又は他の法人の代表者として過去5年間において行政処分を受けていないこと。

5 優先要件

- (1) 施設所在地域(保険者)における特別養護老人ホームの整備率が低いこと。(施設定員数(令和4年度末予定)／65歳以上人口(令和4年10月1日))
- (2) 転換しようとするショートステイの利用率が低いこと。
- (3) 特養転換を行ってもショートステイのニーズに対応することができるような体制を確保していること。
- (4) 転換しようとするショートステイの整備後、おおむね3年間を経過していること。
- (5) 過去5年間において介護保険法及び社会福祉法に基づく勧告(以下「勧告」という。)を受けた法人でないこと。また、代表者が他の法人の代表者として過去5年間において勧告を受けていないこと。
- (6) 三重県子ども・福祉部福祉監査課又は市監査担当部署から改善事項の指摘を受けた法人については、当該事項について改善されていること。
- (7) 併設の特別養護老人ホームにおいて、「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」に基づき「入所基準」を策定し適切に運用していること。

6 転換実施時期

令和6年4月1日

7 その他

4に示す基本要件を満たしている場合であっても、5の優先要件に基づく審査の結果、転換が認められないことがある。